

小樽市大規模盛土造成地マップに関するQ&A

Q1 大規模盛土造成地マップを公表する目的は何ですか？

A1 市民の皆様が大規模盛土造成地が身近に存在するものであることを知っていただき、防災意識を高めて、災害の防止や被害の軽減につなげることを目的としています。

Q2 どのようにして大規模盛土造成地の抽出を行ったのですか？

A2 造成前と造成後の地形データ（地形図、空中写真）を重ね合わせ、その標高差や地形情報から大規模盛土造成地を抽出しました。造成前の地形データは、現在に比べて精度が低く、重ね合わせの際にも誤差が生じるため、抽出された大規模盛土造成地はおおむねの位置と規模を示したものです。

Q3 公表されたマップに示されている箇所は危険ということですか？

A3 公表したマップは危険箇所を示したのではなく、過去に大規模盛土造成地の要件を満たす盛土がされている箇所であり、市内においておおむねの位置と規模を示したものです。
大規模盛土造成地であるから必ずしも危険というわけではありません。

Q4 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、何か対策が必要ですか？

A4 現時点で対策の必要はありません。大規模盛土造成地が身近にあることを知り、日頃から宅地の点検を行うなど、防災意識を高めていただきたいと思います。点検の際は、国土交通省ホームページにある「わが家の宅地安全マニュアル」のチェックポイントを参考にしてください。万が一、何か異変にお気づきになった際は下記の間合せ先にご相談ください。

【間合せ先】

小樽市建設部都市計画課

TEL:0134-32-4111(内線 7352) メールアドレス:tosikei@city.otaru.lg.jp

Q5 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、建物を建替える際に制限がかかりますか？

A5 大規模盛土造成地であることで建築が制限されることはありません。
また、土地売買の際の重要事項説明書に大規模盛土造成地の有無の記載は求められません。

Q6 公表されたマップでは自分の敷地が入っているのかよくわかりません。

A6 大規模盛土造成地マップは、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を示したもので、個々の敷地まで特定するものではありませんのでご了承ください。